

食料・農業・農村政策審議会関係法令集等（家畜衛生部会関係）

1	食料・農業・農村基本法（抜粋）	1
2	食料・農業・農村政策審議会令（抜粋）	3
3	食料・農業・農村政策審議会議事規則	5
4	食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について	7
5	食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会運営内規	9
6	家畜伝染病予防法（抄）	10
7	我が国への指定検疫物の輸入に関する要請についての検討に係る標準的 手続	11
8	我が国への指定検疫物の輸入に関する要請についての検討に係る標準 的手続の運用方針	14

食料・農業・農村基本法（平成十一年七月十六日法律第百六号）抜粋

最終改正：平成二十八年十二月十六日法律第百八号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、食料、農業及び農村に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。

（年次報告等）

第十四条 政府は、毎年、国会に、食料、農業及び農村の動向並びに政府が食料、農業及び農村に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る食料、農業及び農村の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

3 政府は、前項の講じようとする施策を明らかにした文書を作成するには、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 食料・農業・農村基本計画

第十五条 政府は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2～4 （略）

5 政府は、第一項の規定により基本計画を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

6 （略）

7 政府は、食料、農業及び農村をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに食料、農業及び農村に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。

8 第五項及び第六項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第四章 食料・農業・農村政策審議会

（設置）

第三十九条 農林水産省に、食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（権限）

第四十条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、

農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

- 2 審議会は、前項に規定する事項に関し農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）、飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）、果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）、畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）、有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第百十二号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）及び都市農業振興基本法（平成二十七年法律第十四号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第四十一条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

- 2 委員は、前条第一項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 4 第二項に定めるもののほか、審議会の職員で政令で定めるものは、農林水産大臣が任命する。

（資料の提出等の要求）

第四十二条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（委任規定）

第四十三条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年六月七日政令第二百八十九号）抜粋
最終改正：平成二十九年七月七日政令第百八十五号

（所掌事務）

第一条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）は、食料・農業・農村基本法第四十条 に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第五項（同法第十九条の二第一項 において準用する場合を含む。）及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項 並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項 の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第二条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（臨時委員及び専門委員の任命）

第三条 臨時委員は、学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

（委員の任期等）

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(幹事)

第七条 審議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、農林水産大臣が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。
- 4 幹事は、非常勤とする。

(議事)

第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、農林水産省大臣官房政策課において厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課及び国土交通省国土政策局地方振興課の協力を得て処理する。

(雑則)

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

食料・農業・農村政策審議会議事規則

〔 平成 19 年 7 月 12 日
食料・農業・農村政策審議会決定 〕

（総則）

第1条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）の運営については、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）及び食料・農業・農村政策審議会令（平成12年政令第289号）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の招集）

第2条 会議は、会長が招集する。

（議事）

第3条 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を運営する。

2 会議は公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

3 会長は、議事の円滑な運営を確保するため、傍聴人の退場を命ずる等必要な措置をとることができる。

（議事録）

第4条 議事録は、一般の閲覧に供するものとする。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、会長は、議事録に代えて議事要旨を一般の閲覧に供するものとするすることができる。

（臨時委員）

第5条 臨時委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、特別の事項について報告を行い、又は意見を述べるものとする。

(専門委員)

第6条 専門委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、専門の事項について報告を行い、又は意見を述べるものとする。

(意見の陳述)

第7条 会長は、適当と認められる者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の陳述を求めることができる。

(部会)

第8条 第2条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(小委員会)

第9条 部会長は、必要あると認めるときは、特定の事項を部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員によって構成する小委員会に付託し、調査審議させることができる。

(委任規定)

第10条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この議事規則は、平成19年7月12日から施行する。

(食料・農業・農村政策審議会議事規則の廃止)

第2条 食料・農業・農村政策審議会議事規則（平成13年3月21日食料・農業・農村政策審議会決定）は廃止する。

食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について

平成19年 7月12日
食料・農業・農村政策審議会決定
平成20年 3月 7日改正
平成20年 5月15日改正
平成20年 7月25日改正
平成21年 1月27日改正
平成21年 7月23日改正
平成23年 9月 1日改正
平成26年 3月28日改正
平成27年10月22日改正
平成29年 7月26日改正

第1条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
企画部会	食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
家畜衛生部会	1 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 2 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項であって、家畜衛生に係るリスク評価に関する事項を調査審議すること。
食料産業部会	卸売市場法（昭和46年法律第35号）、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）、食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
食糧部会	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
果樹・有機部会	果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）及び有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
甘味資源部会	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
畜産部会	家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）、飼料需給安定法（昭和27

	年法律第356号)、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)、畜産物の価格安定に関する法律(昭和36年法律第183号)、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)及び肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
農業共済部会	農業災害補償法(昭和22年法律第185号)の施行に関する重要事項であつて、次に掲げるもの。 1 農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済掛金標準率等の算定方式に関する事項を調査審議すること。 2 家畜共済に係る診療点数及び薬価基準に関する事項を調査審議すること。
農業農村振興整備部会	1 土地改良法(昭和24年法律第195号)、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)及び都市農業振興基本法(平成27年法律第14号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 2 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項であつて、次に掲げるもの。 ア 国際かんがい排水委員会に関する事項を調査審議すること。 イ かんがい排水の改良発達に関する重要事項を調査審議すること。

- 第2条 部会の議決は、審議会の議決とみなす。ただし、部会の議決に関し他の部会との調整を要するとき又は部会の議決が食料、農業及び農村に関する総合的かつ基本的な政策に係る重要なもので審議会において審議すべきものであるときは、この限りではない。
- 2 会長は、部会の議決が前項ただし書の場合に該当すると認めるときは、その旨を当該部会長に通知するものとする。
- 3 会長は、前項の通知をしようとするときは、関係する部会長の意見を聴かなければならない。

第3条 部会の庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる課において処理する。

部 会	課
企画部会	大臣官房政策課
家畜衛生部会	消費・安全局動物衛生課
食料産業部会	食料産業局企画課
食糧部会	政策統括官付農産企画課
果樹・有機部会	生産局園芸作物課、農業環境対策課
甘味資源部会	政策統括官付地域作物課
畜産部会	生産局畜産部畜産企画課
農業共済部会	経営局保険課
農業農村振興整備部会	農村振興局整備部設計課

○ 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会運営内規

〔平成十九年八月二十四日
食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会決定
平成二十三年七月二十六日 改正〕

第一条 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会（以下「部会」という。）の運営は、食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）及び食料・農業・農村政策審議会議事規則（以下「議事規則」という。）に規定するもののほか、この内規によって行う。

2 部会の運営に関しこの規定に定めのない事項については、部会長が定めるところによる。

第二条 議事規則第九条の規定により部会に、次の表の上欄に掲げる小委員会を置き、これらの小委員会の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
牛豚等疾病小委員会	一 家畜衛生部会の所掌事務のうち、牛豚等の疾病に係る専門的、技術的な事項を調査審議すること。 二 牛豚等の疾病に係る専門的、技術的な助言を行うこと。
家きん疾病小委員会	一 家畜衛生部会の所掌事務のうち、家きんの疾病に係る専門的、技術的な事項を調査審議すること。 二 家きんの疾病に係る専門的、技術的な助言を行うこと。
プリオン病小委員会	一 家畜衛生部会の所掌事務のうち、プリオン病に係る専門的、技術的な事項を調査審議すること。 二 プリオン病に係る専門的、技術的な助言を行うこと。

第三条 小委員会の会議は、部会長が招集する。

第四条 小委員会に小委員長を置き、小委員会に属する臨時委員の互選によってこれを定める。

第五条 小委員会の議長は、小委員長をもって充てる。

第六条 小委員長は、小委員会の会議における審議の経過を部会の会議に報告する。

第七条 小委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する臨時委員及び専門委員のうちから小委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

○ 家畜伝染病予防法（抄）

（定義）

第二条

１・２ （略）

３ 農林水産大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

（特定家畜伝染病防疫指針等）

第三条の二

１～５ （略）

６ 農林水産大臣は、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに特定家畜伝染病防疫指針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

７ 農林水産大臣は、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、変更し、又は廃止しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くとともに、都道府県知事の意見を求めなければならない。

（伝染性疾病についての届出義務）

第四条 （略）

２ 農林水産大臣は、前項の伝染性疾病を定める農林水産省令を制定し、又は改廃しようとするときは、厚生労働大臣の公衆衛生の見地からの意見を聴くとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

（飼養衛生管理基準）

第十二条の三

１・２ （略）

３ 農林水産大臣は、少なくとも五年ごとに飼養衛生管理基準に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを改正するものとする。

４ 農林水産大臣は、飼養衛生管理基準を設定し、改正し、又は廃止しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くとともに、都道府県知事の意見を求めなければならない。

（監視伝染病以外の疾病に対するこの法律の準用）

第六十二条 （略）

２ 農林水産大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

農林水産省訓令第 13 号

我が国への指定検疫物の輸入に関する要請についての検討に係る標準的手続を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

農林水産大臣 若林 正俊

我が国への指定検疫物の輸入に関する要請についての検討に係る標準的手続

(目的)

第 1 条 この訓令は、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 37 条に定める指定検疫物について、要請国から輸入に関する要請を受けた場合の農林水産省における検討に係る標準的手続を定めることにより、国際的な基準を考慮しつつ、手続の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この訓令における用語の定義は、法に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 「動物検疫当局」とは、農林水産省消費・安全局動物衛生課及び動物検疫所をいう。
- (2) 「家畜衛生条件」とは、指定検疫物の輸入に際し、動物検疫上の観点から、我が国が相手国に求める条件をいう。
- (3) 「要請国」とは、指定検疫物について我が国への輸入解禁又は家畜衛生条件の設定若しくは改訂を希望する旨を要請した国をいう。
- (4) 「質問票」とは、要請国からの要請を検討するために必要な情報の提出を相手国に求めるため、当該情報の項目を列挙した文書をいう。
- (5) 「リスク評価」とは、監視伝染病の病原体が我が国に侵入、定着及びまん延することにより家畜衛生上及び経済上の影響が生じる蓋然性並びにその予想される影響の程度についての評価をいう。
- (6) 「農林水産省ホームページ」とは、農林水産省が運営するホームページをいう。
- (7) 「家畜衛生管理体制」とは、要請国の政府が直接に又はその指導の下、家畜の伝染性疾病の発生状況の監視その他の動物衛生に関する措置を実施する体制をいう。

(要請の受付)

第 3 条 指定検疫物について我が国への輸入解禁又は家畜衛生条件の設定若しく

は改訂を希望する国が、動物検疫当局に対し、その旨を要請してきた場合には、動物検疫当局は、要請国に対し、当該要請の内容を確認するとともに、当該要請を受けた場合の農林水産省における検討の手続を説明するものとする。また、当該要請の内容に応じた質問票を作成し、要請国に送付するものとする。

2 要請国から当該要請に係る書簡及び質問票の全ての項目に対する回答（以下「要請文書」という。）が提出された場合において、当該要請文書に不備があると認めるときは、動物検疫当局は、その補正を求めるものとする。

3 動物検疫当局は、当該要請文書に不備がないと認めるときは、当該要請文書を受け付け、要請国にその旨を通知するとともに、要請国、要請文書を受け付けた日及び要請に係る指定検疫物を遅滞なく農林水産省ホームページにおいて公表するものとする。

（家畜衛生管理体制の評価）

第4条 動物検疫当局は、必要な場合には、要請国の家畜衛生管理体制の評価を行うものとする。

2 動物検疫当局は、前項の評価の過程で、情報が不十分又は新たな情報が必要と認めた場合には、要請国への資料の要求、現地調査等の方法により当該情報の収集に努めるものとする。

3 動物検疫当局は、第1項の評価の結果を、農林水産省における検討に活用するものとする。

（リスク評価）

第5条 動物検疫当局は、監視伝染病の病原体が不活化されていることが明らかでない場合その他の当該要請に係るリスク評価を行う必要がないと認めた場合を除き、リスク評価を行うものとする。

2 動物検疫当局は、リスク評価の過程で、情報が不十分又は新たな情報が必要と認めた場合には、要請国への資料の要求及び現地調査等の方法により当該情報の収集に努めるものとする。

（要請の評価の結果の通知）

第6条 動物検疫当局は、当該要請についてのリスク評価を終了したときは、その結果を要請国に通知するとともに、その概要を農林水産省ホームページにおいて公表するものとする。

（家畜衛生条件の決定）

第7条 動物検疫当局は、リスク評価を行った場合においては、その結果に基づき、適当と認められる場合は、法に基づく農林水産省令の改正その他の所要の措置を行った上で、家畜衛生条件を決定し、要請国に対し通知するとともに、家畜衛生条件を設定した旨を遅滞なく農林水産省ホームページにおいて公表するものとする。また、我が国への輸入解禁又は家畜衛生条件の設定若しくは改

訂を行うことが適当と認められない場合にあっては、要請国に対しその理由を通知するものとする。

附 則

- 1 この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令は、施行日前に要請文書を受け付けた要請及び食品安全委員会が食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条に規定する食品健康影響評価を行う要請には、適用しない。

「我が国への指定検疫物の輸入に関する要請についての検討に係る標準的手続」(平成20年3月31日付農林水産大臣訓令。以下「標準的手続」という。)に基づき、我が国への指定検疫物の輸入に関する諸外国からの要請に関する検討を適切に実施するため、「我が国への指定検疫物の輸入に関する要請についての検討に係る標準的手続の運用指針」を次のとおり定める。

我が国への指定検疫物の輸入に関する要請についての検討に係る標準的手続の運用指針

平成22年4月15日 農林水産省消費・安全局

(定義)

第1条 本運用指針における用語の定義は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）及び標準的手続に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1)「回答書」とは、質問票の項目に対する要請国の回答をいう。
- (2)「侵入評価」とは、指定検疫物の輸入に伴い、監視伝染病の病原体が我が国に侵入する経路を分析し、当該病原体が侵入する蓋然性を定性的又は定量的に評価することをいう。
- (3)「暴露評価」とは、我が国において感受性動物等が特定の病原体に暴露される経路を明らかにし、病原体の暴露が起こる蓋然性を定性的又は定量的に評価することをいう。
- (4)「影響評価」とは、評価対象の病原体について、家畜衛生上の影響等を推定し、その影響の度合いを評価することをいう。

(リスク評価に係る事務)

第2条 リスク評価に関する事務を処理するため、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下単に「動物衛生課」という。）リスク分析班にリスク評価事務局を置く。

2 リスク評価事務局は、次に掲げる業務を行う。

- (1) リスク評価に関する企画及び調整
- (2) 標準的質問票の作成
- (3) リスク評価結果の取りまとめ
- (4) 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会（以下「家畜衛生部会」という。）への諮問又は報告（リスク評価に関するものに限る。）に関する事務
- (5) リスク評価に関する情報の整理及び公開に関する事務

(リスク評価の体制と必要な業務)

第3条 指定検疫物の輸入に関する諸外国からの要請に関する検討を適切に実施するとともに、要請を受け入れることによる家畜衛生上の影響の程度に応じた適切なリスク評価を行うため、動物衛生課にリスク評価チームを置く。

2 リスク評価チームは、要請毎に設置する。

3 リスク評価チームのチーム長及びチーム員は、動物検疫当局の職員であって、家畜の疾病、疫学等についての知識及び業務経験を有する者の中から農林水産省消費・安全局動物衛生課長（以下単に「動物衛生課長」という。）が、動物検疫所長と協議の上、選任する。なお、動物衛生課長は第4条に定める検討の手順に基づき必要があると認めるときは、リスク評価チームに外部専門家を加えることができる。

4 リスク評価チームは、第4条に定める検討の手順に基づき次に掲げる業務を行い、チーム長は、その進行管理を行う。

(1) 質問票の作成

(2) 要請国からの回答書の精査及び標準的手続第3条第2項に基づく補正を求めるための追加質問票の作成

(3) 現地調査の実施

(4) リスク評価報告書の作成

(5) リスク評価結果の概要の作成及び公表

(検討の手順)

第4条 標準的手続第3条に規定する検討の手順（以下、「プロトコール」という。）

は、次に掲げる家畜衛生上の影響の程度に応じて、次に定めるとおりとする。

(1) 当該要請により我が国が新規の家畜衛生上の考え方の受入れを必要とする場合その他家畜衛生上の影響が大きい場合 プロトコール1

(2) 既存の制度の適用が可能な要請その他家畜衛生上の影響が中程度の場合（プロトコール1又はプロトコール3に該当しない場合） プロトコール2

(3) 既に締結されている家畜衛生条件に当該家畜衛生条件の対象としている疾病について共通感受性を有する家畜を追加する場合その他家畜衛生上の影響が軽微な場合 プロトコール3

2 プロトコール1の具体的な検討の手順は、次のとおりとする。

(1) 外部専門家を含むリスク評価チームの編成

(2) 質問票の送付

(3) 現地調査の実施

(4) リスク評価報告書の作成

(5) 家畜衛生部会への諮問

(6) リスク評価結果概要の作成及び公表

3 プロトコール2の具体的な検討の手順は、次のとおりとする。

(1) リスク評価チームの編成

(2) 質問票の作成

(3) 現地調査の実施(リスク評価チームのチーム長が必要と認める場合に限る。)

(4) リスク評価報告書の作成

(5) 家畜衛生部会への報告

(6) リスク評価結果概要の作成及び公表

4 プロトコール3の具体的な検討の手順は、次のとおりとする。

(1) リスク評価チームの編成

(2) 質問票の作成

(3) リスク評価結果概要の作成及び公表

(検討の開始手続等)

第5条 動物衛生課は、当該要請に係るプロトコールを決定するため、速やかに当該要請に係る指定検疫物の種類、輸送・保管形態その他必要な情報を書面で確認する。

(検討の延期)

第6条 動物検疫当局は、次のいずれかに該当する場合は、適当な期間、その検討の開始を延期することができる。

(1) 要請の内容が、国内の規制措置と整合しておらず、検討の開始に当たり予備的な情報収集等が必要な場合

(2) 要請国が複数の要請を行っている場合において、それらの要請間で優先順位を付与されている場合

(3) 複数の要請国から要請を受けている場合において、当該時点で受けている要請の件数、新たな要請についての検討に要する人的資源その他の事情を考慮し、新たな要請の検討を開始することが困難であると認められる場合

2 動物検疫当局は、前項の規定により検討の開始を延期する場合には、要請国にその旨及びその理由を通知する。

(質問票)

第7条 リスク評価事務局は、次に掲げる項目を含む標準的質問票を作成し、農林水産省ホームページにおいて公表する。

(1) 要請国の家畜衛生管理体制に関する項目

(2) 疾病、品目別の項目

ア 一般状況（要請国における対象家畜の飼養状況、畜産物の生産・流通状況等）

イ 要請国における主要疾病の発生状況

ウ 要請国における評価対象疾病毎の詳細情報（関係法令、診断方法等）

（３）地域主義の適用等要請の特性に応じた項目

- ２ リスク評価チームは、前項の質問票を基に当該要請に係る指定検疫物の種類、対象疾病等に応じて、必要な加除訂正を行い、標準的手続第３条第１項に規定する質問票を作成する。

（リスク評価の実施）

第８条 リスク評価チームは、リスク評価の実施に当たり、侵入評価を行い、必要に応じ暴露評価、影響評価を行う。

- ２ 動物衛生課は、リスク評価チームが現地調査を実施する場合において、調査計画について要請国の家畜衛生当局との間で調整するとともに、原則として調査時の質問事項をあらかじめ要請国に通知する。

（リスク評価報告書の作成）

第９条 リスク評価チームは、前条のリスク評価の結果等を踏まえ、リスク評価報告書原案を作成する。

- ２ 動物検疫当局は、原則としてリスク評価報告書原案を要請国へ送付し、意見を求める。
- ３ リスク評価チームは、要請国からの意見を勘案し、リスク評価報告書を作成する。ただし、プロトコール１に該当する要請に係るリスク評価報告書の作成は、家畜衛生部会の意見を踏まえて行うものとする。

（リスク評価の対象外）

第１０条 動物検疫当局は、次のいずれかに該当する場合には、標準的手続第５条に定めるリスク評価を行う必要がないと認めるものとする。

ア 監視伝染病の病原体が不活化されていることが明らかな場合

イ 要請国の家畜衛生管理体制の評価が行われており、かつ、次のいずれかに該当する場合

（ア）動物性加工たん白その他我が国においてリスク評価が行われている品目であって、当該リスク評価に基づき一般的に適用可能なリスク管理措置が存在する場合

（イ）要請国の家畜衛生状況を踏まえ、検査項目又は証明項目の追加、削除等の軽微な変更を行うものである場合

(見直し)

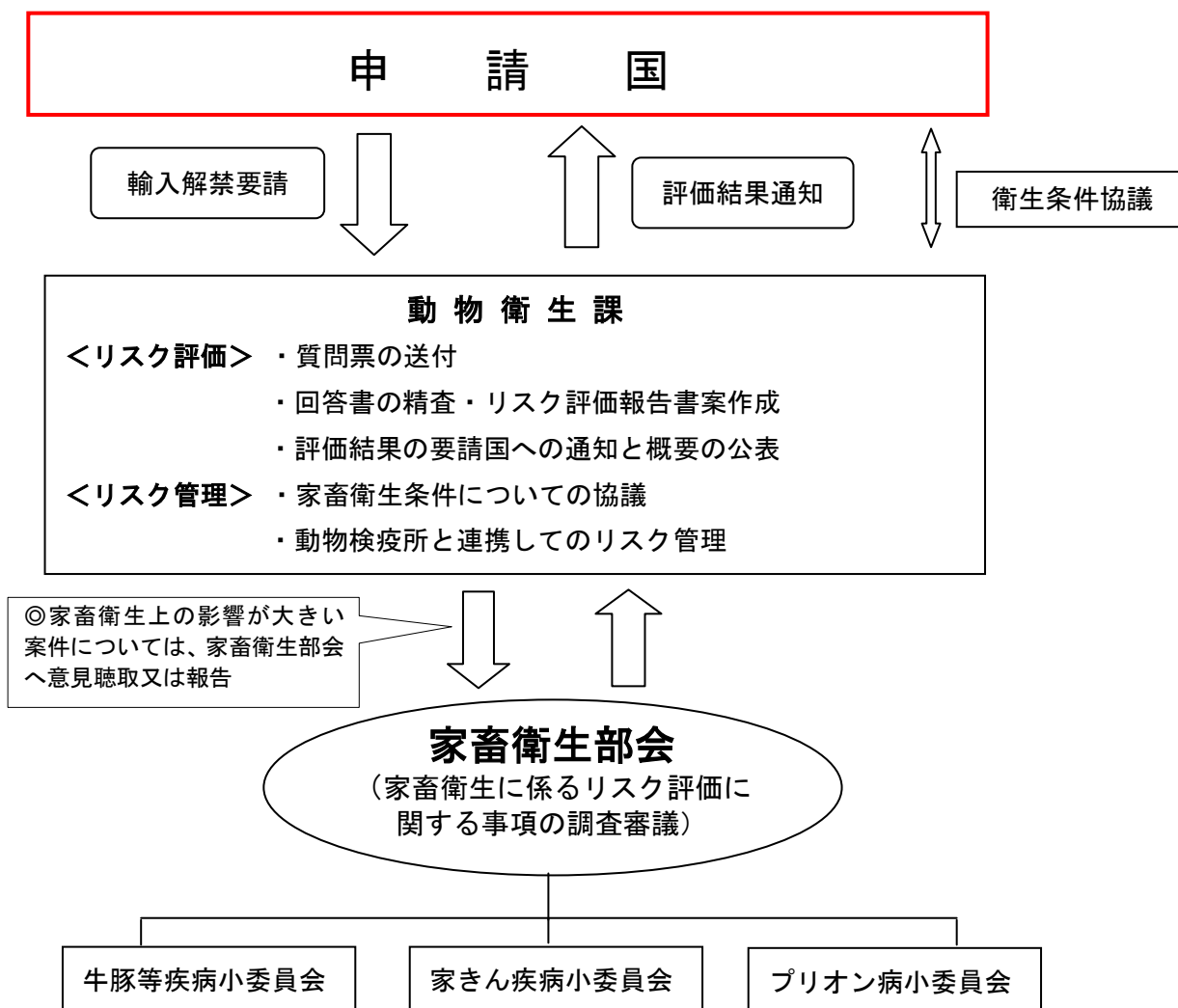
第11条 本運用指針は、我が国の家畜衛生事情の変化、国際基準の改正、運用状況等を踏まえて、適宜見直しを行う。

<第4条関係参考>

	リスク評価チームに 専門家を委嘱	質問票の送付	現地調査	リスク評価報告書 の作成	家畜衛生部会への 諮問又は報告	リスク評価結果の 概要の作成と公表
プロトコール1	○	○	○	○	○	○
プロトコール2	△	○	△	○	◇	○
プロトコール3	△	○	×	×	×	○

○必ず実施する △必要に応じて実施する ×実施しない ◇家畜衛生部会に対し報告を行う

➤ 指定検疫物の輸入に関するリスク評価及びリスク管理の検討体制



➤ リスク評価のプロトコール

プロトコール 1	当該要請により家畜衛生上の新たな考え方の受入れを必要とする場合その他家畜衛生上の影響が大きい場合	(1) 外部専門家を含むリスク評価チームの編成 (2) 質問票の送付 (3) 現地調査の実施 (4) リスク評価報告書の作成 (5) <u>家畜衛生部会への諮問</u> (6) リスク評価結果概要の作成及び公表
プロトコール 2	既存の制度の適用が可能な要請その他家畜衛生上の影響が中程度の場合	(1) リスク評価チームの編成 (2) 質問票の作成 (3) 現地調査の実施（リスク評価チームのチーム長が必要と認める場合に限る。） (4) リスク評価報告書の作成 (5) <u>家畜衛生部会への報告</u> (6) リスク評価結果概要の作成及び公表
プロトコール 3	既に締結されている家畜衛生条件に当該家畜衛生条件の対象としている疾病について共通感受性を有する家畜を追加する場合その他家畜衛生上の影響が軽微な場合	(1) リスク評価チームの編成 (2) 質問票の作成 (3) リスク評価結果概要の作成及び公表